公益財団法人茨木市文化振興財団チケット販売等業務取扱要領

令和4年4月1日改定

1 業務内容

1) チケット販売

ご希望の発売日から公演前日まで、当財団のチケットカウンター営業時間中に前売チケットの販売を 行います。チケットは当財団オリジナルチケットを使用します。

(主催者で作成したチケットの預かり販売は行いません。)

2) チケット原券作成

販売委託をいただいた公演主催者が手売りされるチケット(原券)を作成いたします。 こちらも当財団のオリジナルチケットとなります。原券のみの作成はお受けいたしません。

2 対象事業

- 1) 当財団共催事業
- 2) 当財団後援事業
- 3) その他、理事長が特に必要と認めた事業

3 お申し込みについて

発売希望日の2週間前までに、以下の申込書等関係書類をご提出ください。(FAX・メール可)

- 1) チケット販売委託・原券印刷申込書
- 2) 公演概要書、企画書等
- 3) 指定席の場合は配席座席表(※8備考 3) 参照)

4 諸費用について

窓口販売手数料
チケット売り上げの10%
事務手数料500円

2) 原券作成料

1枚20円

※最終残券、途中返券を原券のプリントアウトで行う場合も同額です。

※原券をお送りする場合は、宅配による着払いとなります。

5 web 販売について

インターネット上でチケットの予約・購入できるサービスです。諸経費とは別に下記手数料がかかります。 詳細はホームページ(チケット購入について https://www.ibabun.jp/purchase/)をご参照ください。

- 1) web 販売手数料 6%
- 2) 用紙代 1枚11円
- 3) 財団販売手数料:クレジット決済売り上げの10%
- 4) ファミリーマート直販手数料 6%

6 チケット枚数管理について

1) 販売状況の報告

発売開始後、1週間に1度、販売枚数をお知らせする「週報」を送信(FAX/Email)します。 (売り上げの無い週は送信いたしません。)

2) 追加配券・返券

発売後、販売状況に応じてお受けします。ご相談ください。

3) 販売中止と払い戻し

公演中止などにより緊急に販売を中止される場合は、速やかにご連絡願います。 払い戻しの必要が生じた場合の払戻業務は、主催者の責任と費用で行っていただきます。 ただし、当財団へ払戻業務を委託された場合は、券面記載金額の5%を払戻手数料としてご請求申しあげます。

7 精算について

- 1)公演終了後、「精算書」を公演終了2カ月以内に作成しお送りします。
- 2) 売上総額から各手数料を差し引いた金額を振込いたします。振込手数料は当財団が負担します。
- 3) 手数料が売上総額を上回る場合は、精算書と共に請求書を送付いたしますので、振込手数料は主催者様のご負担にてお振込み願います。

8 備考

- 1) 発売日につきましては、当方の事業予定等により調整させていただく場合があります。
- 2) チケット販売委託公演のチラシ等において、当財団によりチケットが販売されていることを明示していただきます。下記ご参照ください。

<チケットの取扱い>

(公財) 茨木市文化振興財団 (【電話】【窓口】 共に10:00~17:00)

【電話】072-625-3055 【web】www.ibabun.jp

【窓口】財団チケットカウンター(クリエイトセンター1階/福祉文化会館3階)

3) 販売席種について

指定席での販売は会場によっては取扱いができないことがあります。 詳細はお問合せください。

4) 広報について

以下の方法で広報のお手伝いが可能です。ご希望の際はご相談ください。

チラシは発売日3日前までに納品ください。(印刷前に校正原稿を当方にも確認させてください。)

- ・財団ホームページ・SNS
- ・財団管理施設内の配架・チケット用ちらし
- ・市内各施設への配架
 - ※チラシの作成・印刷は行っておりません。主催者でご準備ください。
- 5) 書類を提出する前に、窓口もしくはお電話にて、まずご相談いただきますようお願いいたします。
- 6) 記載の金額は全て消費税を含みます。」

【お問い合わせ・提出先】

(公財) 茨木市文化振興財団・事務局文化事業係

TEL072-625-3055/FAX072-625-3036

E-mail: bunkajigyo@ibabun.jp

〒567-0888 茨木市駅前四丁目 6番 16号 クリエイトセンター1階